

<一般委託>

馬堀地区海岸保全施設ほか2か所巡回警備業務委託 仕様書

馬堀地区海岸保全施設ほか2か所巡回警備業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、馬堀地区海岸保全施設、大津地区港湾施設及び大津地区海岸保全施設の適正な管理をするために巡回警備等を行うものである。
2	履行期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日
3	施行場所	横須賀市馬堀海岸地先ほか2か所
4	業務内容	別紙「業務委託仕様書」のとおり
5	特記事項	巡回警備結果の巡回日誌を業務委託仕様書のとおり、横須賀市の監督員に提出するものとする。
6	関係法規	「警備業法」及びその他関係法令を遵守すること。
7	資格要件	警備業法第5条に基づく認定証を得ていること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、月払いとする。
10	業務委託成績評定	<input checked="" type="checkbox"/> 対象 ・ <input type="checkbox"/> 非対象
11	現場代理人の配置	<input checked="" type="checkbox"/> 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	港湾部 港湾管理課 田口 電話046-822-8345

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

内 訳 書

馬堀地区海岸保全施設ほか2か所巡回警備業務委託（10月から3月）

（税抜き）

No.	名称	単位	数量	単価（円）	金額（円）
1	日曜日	日	27		
2	土曜日・国民の祝日	日	34		

* 単価・金額については、契約者が記入すること。

* 数量に単価を乗じた金額の合計を入札額とすること。

業務委託仕様書

1 業務名

馬堀地区海岸保全施設ほか2か所巡回警備業務委託

2 施行場所

横須賀市馬堀海岸地先ほか2か所(別添位置図参照)

3 目的

本業務は、馬堀地区海岸保全施設、大津地区港湾施設及び大津地区海岸保全施設(以下「施設」という。)の適正な管理をするために巡回警備等を行うものである。

4 業務内容

【1】施設内及び立入禁止区域内において、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの日曜日(計27日)に、次の各項目に定める巡回警備業務を実施する。

(1) 1日1回(昼間)巡回し、次の(2)から(7)について、調査、処置及び対応を行い、(8)に基づき報告を作成し、提出すること。

(2) 施設及び付帯施設に不具合がないか調査し、不具合があった場合には応急的な処置を行うこと。応急処置に必要な材料等については支給する。

* 付帯施設

① 馬堀地区海岸保全施設

- ・サイン(事業案内2基、禁止事項5基、注意事項7基、立入禁止11基、釣り禁止(地面表示)20か所、進入禁止35基)
- ・はしご15基、救命浮環15基
- ・転落防止柵(ワイヤーの破断)1650m
- ・カナリーヤシ73本

② 大津地区港湾施設

- ・サイン(禁止事項2基、注意事項7基、進入禁止1基)
- ・はしご1基、救命浮環2基
- ・転落防止柵(ネットの損傷)86m

③ 大津地区海岸保全施設

- ・サイン(運用基準8基(内A3版2基)、つり禁止12基、高波注意10基、)
- ・はしご4基、救命浮環4基
- ・転落防止柵(ネットの損傷)516m

(3) 巡回警備中に施設利用状況調査(施設利用者数等)を行うこと。

(4) 施設内及び立入禁止区域内における禁止事項に違反している者に対し、注意をし、適切な対応を行なうこと。

* 禁止事項

- ・立入禁止区域内へ立ち入ること。(立入禁止区域：馬堀海岸保全施設内の透過石積部及び立入禁止区域としている石積み部・ブロック・コンクリート工作物。大津地区港湾施設は立入禁止としている防波堤。大津地区海岸保全施設は植栽帯。)
 - ・自動車、オートバイ、自転車を乗り入れること。
 - ・スケートボード、キックボード、ローラースケート等を使用すること。
 - ・釣りをすること。(大津地区港湾施設ではフカセ釣りは良い。投げ釣りは禁止。)
 - ・花火、たき火、バーベキュー等火気を使用すること。
 - ・ペットを放すこと。
 - ・施設の全部又は一部を独占して使用すること。(通行に妨げが生じない一時的な使用は除く。例：多数者・多数件による使用ではないレジャーシートを広げての昼食)
 - ・施設又は工作物を損傷、又は汚損すること。
 - ・施設及びその周辺への土石等の投棄及びゴミ等の投げ捨てをすること。
 - ・海象条件の厳しい時期(横浜地方気象台から「高潮・津波注意報、警報」が発令されたときを含む)及び夜間(日没から翌朝日の出までに立ち入ること。
- (5) 産業廃棄物等の不法投棄を防止すること。
- (6) 次のことは、報告事項とする。
- ・不法投棄と思われる物を発見した場合。
 - ・放置されている可能性があるものを発見した場合。(連日の巡回の際に同じ場所にあり、次週巡回の際に移動した形跡がなく同じ場所での存置が確認できるもの。)
 - ・施設に動物の死骸(犬・猫)や大きな流木が漂着している場合
- (7) 次のことは、電話等により至急に連絡を必要とする報告事項とする。
- また、必要により指示する応急的な対応、処置を行うものとする。
- ・市民の安全に影響があると思われることが生じた場合。
 - ・トラブル等があった場合。(必要により対応、処置を行い報告すること。)
 - ・施設近隣海域にウミガメ・イルカ・クジラの死骸が浮いている場合。
 - ・施設近隣海域に浮遊する油を発見した場合。
- (8) 別紙の巡回日誌と写真、位置図を添付し、次により報告すること。
- ・報告日は次の月曜日とする。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
 - ・巡回毎に周囲の景観と施設のほぼ全景が入った写真を撮り、巡回日及び撮影時刻を記入すること。
 - ・(2)の施設及び付帯施設に不具合があった場合や応急的な処置を行った場合は、位置図、写真を提出すること。
 - ・(3)の施設利用状況調査の結果は、各施設別に記入すること。
 - ・(4)の禁止事項に違反した施設利用者への対応結果を記入すること。
 - ・(4)の禁止事項にある釣りをしている人がいたら遠方から写真を撮り(トラブルになりそうなときは除く)、巡回日、撮影時刻、位置及び人数

を記入すること。

- ・(6)及び(7)については、位置図、写真を提出すること。(トラブル等により撮影できない場合は除く。)
- (9) 巡回警備業務を善良なる管理者の注意をもって行い、関係諸法令等を遵守すること。
- * 高潮・津波注意報、警報が発令された場合及び落雷の危険性がある場合は、施設内には入らず調査すること。ただし、馬堀海岸保全施設は下段部の状況(護岸やフェンスの崩落がないか、立入者がいないか)を確認するにあたり上段部へ立ち入る必要があるため、必要最小限の範囲(両端部・市営プール入口交差点・馬堀海岸3丁目東交差点の4箇所)にて上段部へ立ち入りし、巡回警備員の身の危険が生じない範囲(台風通過中等の強風や高波があり、上段部でも危険な場合は立ち入らない。)で確認を行うこと。
 - * 要救助者等がいる場合は消防や警察へ至急連絡し、その後、海岸管理者へ連絡すること。

【2】馬堀地区海岸保全施設及び大津地区海岸保全施設において、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの土曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日(計34日)に、次の各項目に定める巡回警備業務を実施する。

- (1) 1日1回(昼間)巡回し、次の(2)から(3)について、調査及び対応を行い、(4)に基づき報告を作成し、提出すること。
- (2) 巡回警備中に施設利用状況調査(施設利用者数等)を行うこと。
- (3) 施設内及び立入禁止区域内における禁止事項に違反している者に対し、注意をし、適切な対応を行なうこと。

* 禁止事項

- ・立入禁止区域内へ立ち入ること。(立入禁止区域:馬堀海岸保全施設内の透過石積部及び立入禁止区域としている石積み部・ブロック・コンクリート工作物。大津地区海岸保全施設は植栽帯。)
- ・自動車、オートバイ、自転車を乗り入れること。
- ・スケートボード、キックボード、ローラースケート等を使用すること。
- ・釣りをすること。
- ・花火、たき火、バーベキュー等火気を使用すること。
- ・ペットを放すこと。
- ・施設の全部又は一部を独占して使用すること。(通行に妨げが生じない一時的な使用は除く。例:多数者・多数件による使用ではないレジャーシートを広げての昼食)
- ・施設又は工作物を損傷、又は汚損すること。
- ・施設及びその周辺への土石等の投棄及びゴミ等の投げ捨てること。
- ・海象条件の厳しい時期(横浜地方気象台から「高潮・津波注意報、警報」が発令されたときを含む)及び夜間(日没から翌朝日の出までに立ち入ること。

- (4) 別紙の巡回日誌と写真、位置図を添付し、次により報告すること。

- ・報告日は土曜日実施分については次の月曜日とする。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。また、国民の祝日に関する法律に規定する休日実施分についても次の月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
- ・(2)の施設利用状況調査の結果は、各施設別に記入すること。
- ・(3)の禁止事項に違反した施設利用者への対応結果を記入すること。
- ・(3)の禁止事項にある釣りをしている人がいたら遠方から写真を撮り(トラブルになりそうなときは除く)、巡回日、撮影時刻、位置及び人数を記入すること。

5 服装

巡回警備員の制服は、事前に承認を受けたものを着用させること。

6 巡回警備員名簿の提出

巡回警備員名簿を提出し、承認を受けなければならない。巡回警備員を変更したときも同様とする。

7 不適合者の交替

委託者は巡回警備員が業務実施上、不適合者と認められるときは、その理由を明示した上、この者に替わる巡回警備員を求めることができる。

受託者は、前述の巡回警備員の交替を求められたときは、これに従わなければならない。

8 委託料の支払い

委託料の支払いは、各月締めで受託者の請求により精算するものとする。

9 業務の継続について

委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件(単価含む)で契約すること。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の2か月前までに通知すること。

10 疑義等について

この契約に定める事項について、疑義を生じた時、又はこの仕様書に定めのない事項については、横須賀市契約規則によるもののほか、両者協議の上決定するものとする。

巡回日誌 (日曜日用)

令和 年 月 日 曜日 天候 晴 曇 雨 雪 ()			
巡 回 者			
氏 名	巡 回 時 間	氏 名	巡 回 時 間
	～		～
	～		～
巡 視 箇 所 (昼 間)			
		異常なし	異常あり
1. 植栽帯	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2. 救命浮環	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3. はしご	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4. 各種サイン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5. 消波石積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6. 遊歩道	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7. その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特 記 事 項			
昼 間			
	馬堀地区海岸保全施設	大津地区港湾施設	大津地区海岸保全施設
① 施設利用者人数	人	人	人
② 禁止行為 (口頭注意) *施設利用者人数の内数			
・つり	人	人	人
・投げつり	人	人	人
・立入禁止 (透過部以外)	人	人	人
・透過石積み立入	人	人	人
・バイク自転車乗り入れ	人	人	人
・ローラスケート等	人	人	人
・たき火、バーベキュー	人	人	人
・注意報等発令時の立入	人	人	人
・その他			
③その他			
<input type="checkbox"/> 不法投棄と思われる物あり ()		<input type="checkbox"/> 大きな流木等の漂着あり	
<input type="checkbox"/> 犬・猫・ウミガメ、イルカ、クジラの死骸あり		<input type="checkbox"/> 通常以上の大量 (散乱) のゴミあり	

巡回日誌 (土曜日・祝日用)

令和 年 月 日 曜日 天候 晴 曇 雨 雪 ()			
巡 回 者			
氏 名	巡 回 時 間	氏 名	巡 回 時 間
	～		～
	～		～
	昼 間		
	馬堀地区海岸保全施設	大津地区海岸保全施設	
③ 施設利用者人数	人	人	
④ 禁止行為 (口頭注意) *施設利用者人数の内数			
・つり	人	人	
・投げつり	人	人	
・立入禁止 (透過部以外)	人	人	
・透過石積み立入	人	人	
・バイク自転車乗り入れ	人	人	
・ローラスケート等	人	人	
・たき火、バーベキュー	人	人	
・注意報等発令時の立入	人	人	
・その他			



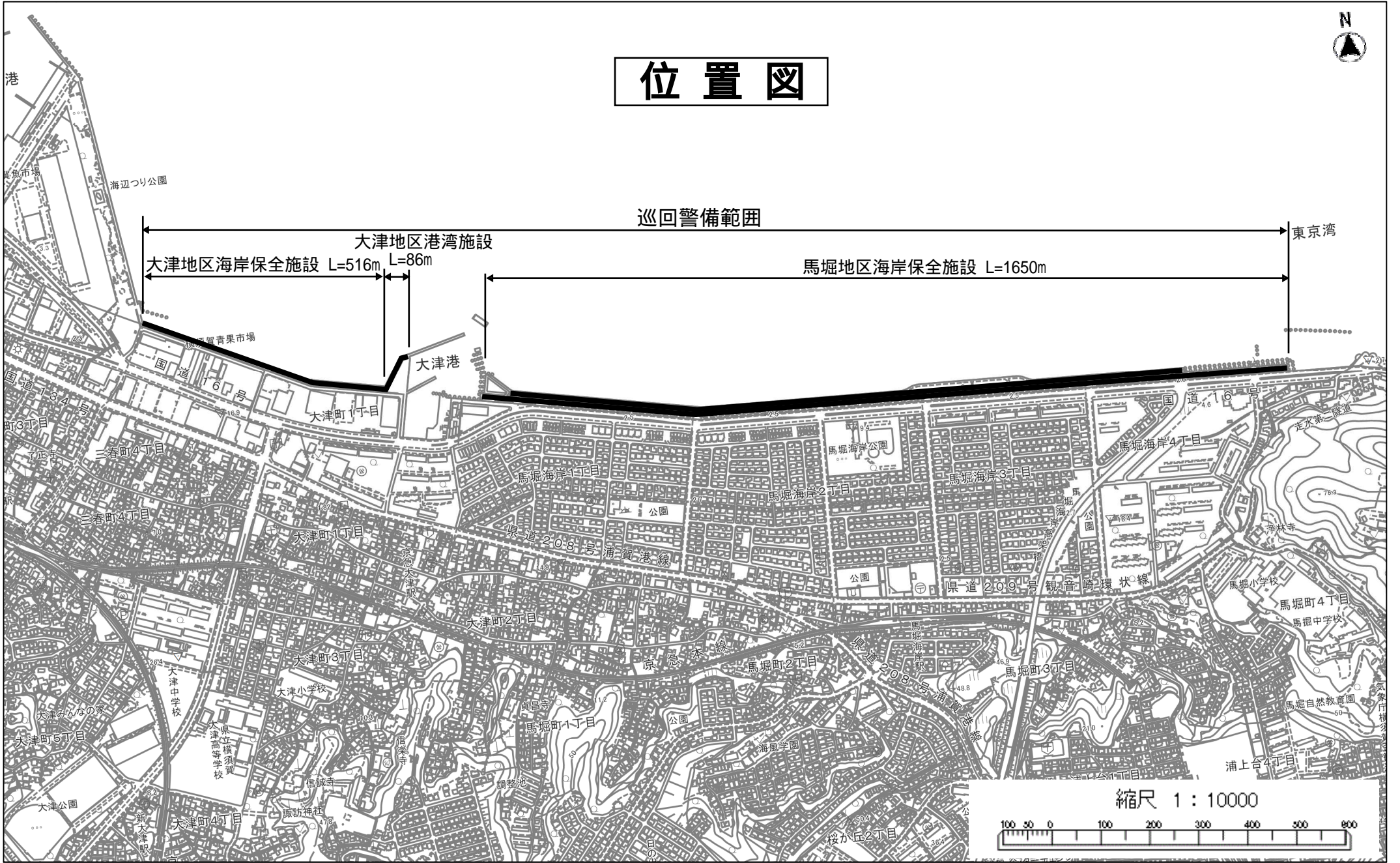
位置図

巡回警備範囲

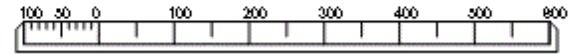
大津地区港湾施設
大津地区海岸保全施設 L=516m L=86m

馬堀地区海岸保全施設 L=1650m

東京湾



縮尺 1 : 10000



住宅地図：Copyright (C) 2022 ZENRIN CO.,LTD (Z22JF101)

基盤地図：この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。
(承認番号 令元情使、第717号)